



2024年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社フレクト
代 表 者 名 代表取締役CEO 黒川 幸治
(コード番号：4414 東証グロース)
問 い 合 わ せ 先 執行役員
コーポレート本部長CFO 塚腰 和男
TEL. 03-5159-2090

株式報酬制度（役員報酬BIP信託および株式付与ESOP信託）の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役（国内非居住者を除く）および監査等委員である取締役（国内非居住者を除く）（以下、あわせて「取締役等」という。）ならびに当社の執行役員（国内非居住者を除く）および一部の管理職以上の従業員（国内非居住者を除く）（以下、あわせて「執行役員等」という。）を対象とした株式報酬制度として、当社取締役等を対象とする「役員報酬BIP信託」（以下、「BIP信託」という。）および当社執行役員等を対象とする「株式付与ESOP信託」（以下、「ESOP信託」といい、BIP信託とあわせて、以下、「本制度」という。）の導入を決議いたしました。

これにより、当社は、BIP信託の導入に関する議案を2024年6月20日開催予定の第19回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

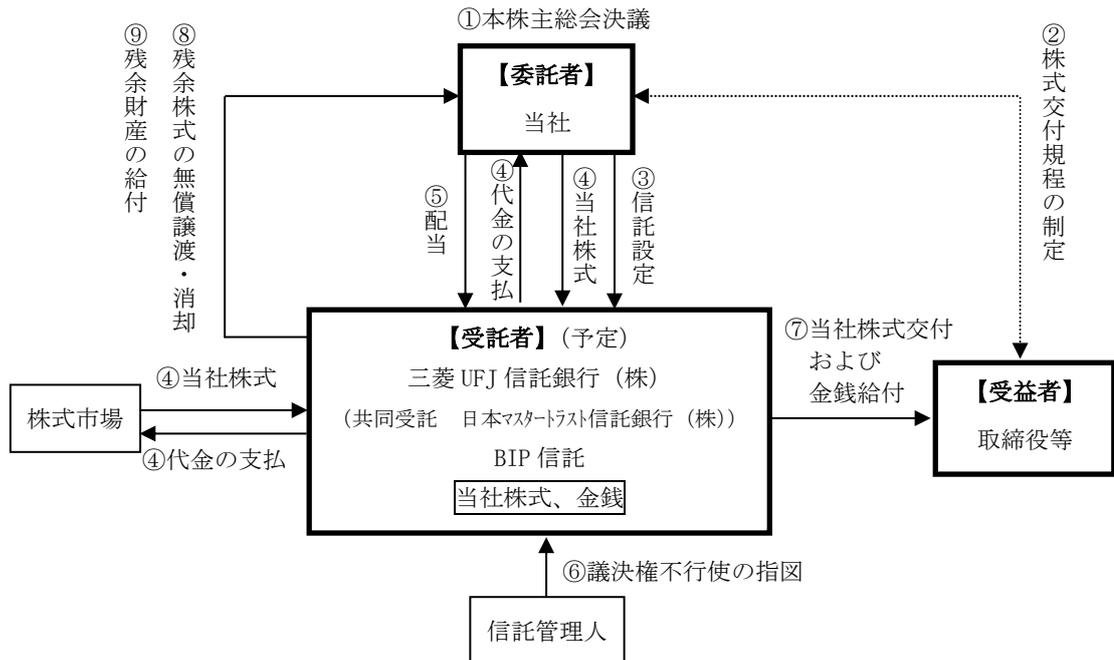
1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役等および執行役員等を対象に、取締役等および執行役員等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役等および執行役員等の企業価値増大への貢献意識および株主との利益意識の共有を図ることを目的として、本制度を導入します。
- (2) BIP信託の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 取締役等を対象とする株式報酬制度においては、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用します。BIP信託は、取締役等の役位等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を取締役等に交付および給付（以下、「交付等」という。）する役員向けの株式報酬制度です。
- (4) 執行役員等を対象とする株式報酬制度においては、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託と称される仕組みを採用します。ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員向けの株式報酬制度です。
- (5) 当社は、本制度の実施のため設定したBIP信託およびESOP信託（以下、あわせて「本信

託」という。)の信託期間が満了した場合、原則として、信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

- (6) 本制度導入に伴い、これまで当社取締役等および執行役員の報酬の一定額につき、証券会社が提供する株式累投制度を活用し、毎月市場から自社株式を取得しておりましたが、当該取組については終了します。

2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は BIP 信託の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は取締役会の決議により、BIP 信託に関する規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする BIP 信託を設定します。
- ④ BIP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（第三者割当による自己株式処分または新株発行）から取得します。BIP 信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ BIP 信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ BIP 信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、取締役等の役位等に応じ、取締役等にポイントが付与されます。取締役等は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領し、あわせて BIP 内の当社株式に関して支払われていた配当についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度またはこれと同種のインセンティブプラン

としてBIP信託を継続利用する場合には、取締役等に対する交付の対象となります。信託期間の満了によりBIP信託を終了する場合には、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。

- ⑨ 信託期間満了時に生じたBIP信託内の当社株式に係る配当の残余は、BIP信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されます。信託期間満了によりBIP信託を終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額（以下、「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

（注） 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により、信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会の株主総会で承認を受けた範囲内で、BIP信託に対し、追加で金銭を信託し、BIP信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

（1）BIP信託の概要

本制度は、2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象として、役員等に応じて予め定められたポイントの付与を行い、ポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行う制度です。

なお、BIP信託の延長（下記（4）に定める）が行われた場合には、以降の連続する2事業年度をそれぞれ対象期間とします。

（2）BIP信託の導入に係る株主総会決議

当社は、本株主総会において、BIP信託に拠出する信託金の上限額および取締役等に対して付与するポイントの総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、BIP信託の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

（3）BIP信託の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数（下記（5）に定めます。以下同じ。）に相当する数の当社株式等について、BIP信託から交付等を受けます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ① 制度開始日以降に取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む）
- ② 国内居住者であること
- ③ 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ その他、本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

(4) 信託期間

① 当初の信託期間

2024年8月(予定)から2026年8月(予定)までの約2年間とします。

② BIP 信託の延長

信託期間の満了時において、原則として、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度としてBIP信託を延長することを予定しています。その場合、さらに2年間、BIP信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く)および金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。原則として、この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することを予定しています。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役員等に応じて付与されるポイントの数により定まります。

なお、1ポイント=当社普通株式1株とし、BIP信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) BIP 信託に拠出される信託金の合計上限額および BIP 信託から交付等が行われる当社株式等の上限数

当社が、対象期間ごとにBIP信託に拠出する信託金の合計額およびBIP信託において取締役等に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 信託に拠出する信託金の上限額

信託期間中のBIP信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(ア) 取締役(監査等委員である取締役を除く)

38百万円(2事業年度分)

(イ) 監査等委員である取締役

7百万円(2事業年度分)

② 取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

上記の信託金の額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

(ア) 取締役（監査等委員である取締役を除く）

13,000 株（2 事業年度分）

(イ) 監査等委員である取締役

3,000 株（2 事業年度分）

(7) BIP 信託による当社株式の取得方法

BIP 信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の株式取得資金および交付株式数の上限の範囲内で、株式市場または当社（第三者割当による自己株式処分または新株発行）より取得を予定しています。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役等は、原則として対象期間中の各事業年度終了後（事業年度期間中、退任した場合は退任後）、ポイント数の一定割合の当社株式の交付を BIP 信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については BIP 信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を BIP 信託から受けるものとします。また、本信託内の当社株式に関して支払われた配当金についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合は、その時点のポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを BIP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役等の相続人が BIP 信託から受けるものとし、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が海外赴任することとなった場合は、その時点で算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを BIP 信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役等が BIP 信託から受けるものとします。また、本信託内の当社株式に関して支払われた配当金についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭の給付を受けるものとします。

(9) 譲渡制限期間

本制度を通じて取締役等に毎年交付される当社株式は、交付時から 3 年間もしくは退任後 1 年を経過するまでの期間、株式交付規程に基づき譲渡制限期間を設けることとします。

(10) クローバック制度等

取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における交付予定株式相当のポイントの没収（マルス）ならびに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(11) BIP 信託内の当社株式に関する議決権行使

BIP 信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(12) 信託期間満了時の取り扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより BIP 信託を継続利用するか、または、BIP 信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

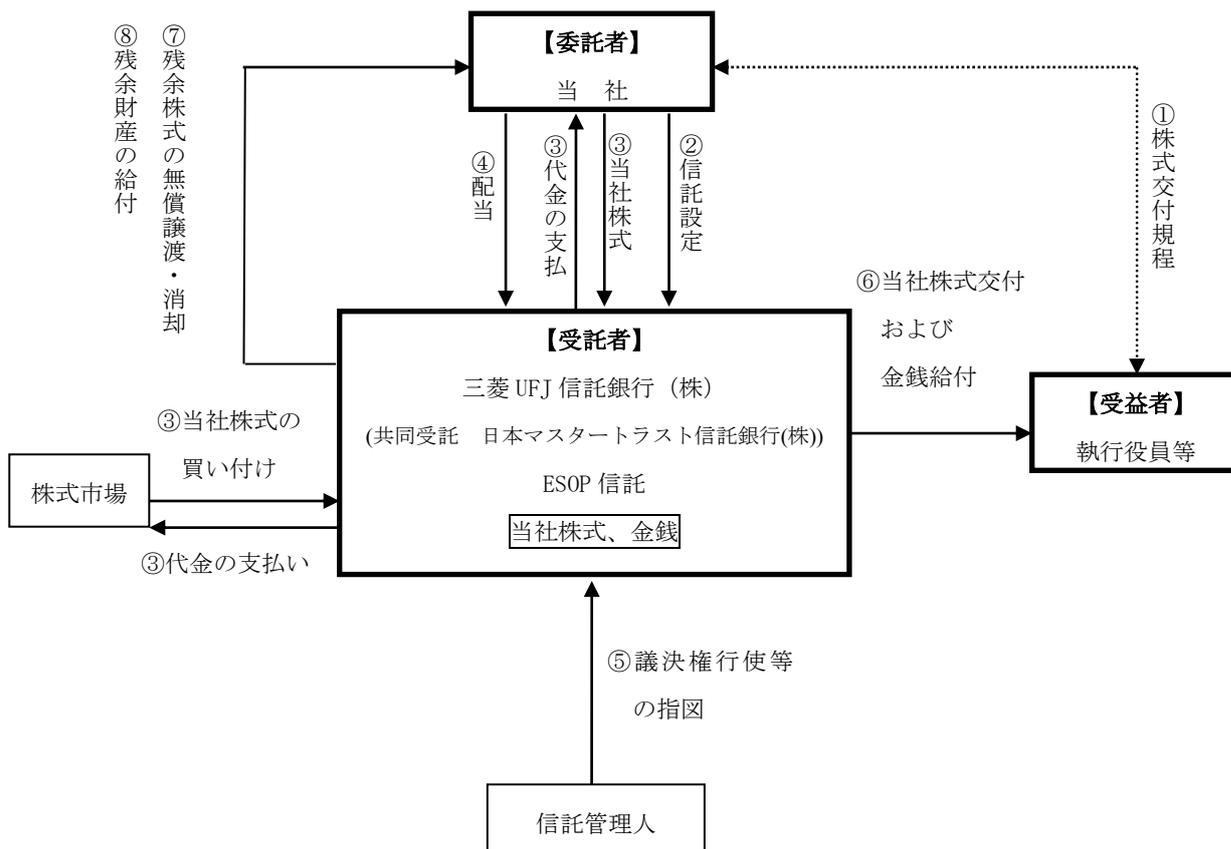
また、信託期間の満了時に生じた BIP 信託内の当社株式に係る配当金の残余は、BIP 信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、BIP 信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

(ご参考)

【BIP 信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約時期 | 2024 年 8 月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2024 年 8 月（予定）～2026 年 8 月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始時期 | 2024 年 9 月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 監査等委員でない取締役 38 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む）
監査等委員である取締役 7 百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（第三者割当による自己株式処分または新株発行）より取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金の範囲内とします。 |

3. ESOP 信託の仕組み



- ①当社は、ESOP信託の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ②当社は受益者要件を充足する当社執行役員等を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。
- ③ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、上記②で当社が拠出した金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場または当社（第三者割当による自己株式処分または新株発行）から取得します。
- ④ESOP信託の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥株式交付規程に従い、一定の要件を満たした執行役員等は、当社株式等の交付等を受け、あわせてESOP信託内の当社株式に関して支払われていた配当についても、配当基準日におけるポイント数に応じた金銭を受領します。
- ⑦ESOP信託の清算時に、受益者に当社株式等の交付等が行われた後の残余財産は、帰属権利者たる当社に帰属します。
- ⑧信託期間の満了時に生じた残余株式は、ESOP信託またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてESOP信託を継続利用する場合には、執行役員等に対する交付等の対象となります。信託期間の満了によりESOP信託を終了する場合には、ESOP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨信託満了時に生じたESOP信託内の当社株式に係る配当の残余は、ESOP信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、ESOP信託を継続せずに終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額（以下、「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属

属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

※受益者要件を充足する当社執行役員等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考)

ESOP 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	執行役員等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	当社執行役員等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2024年8月（予定）
⑧信託の期間	2024年8月～2026年8月末日（予定）
⑨制度開始日	2024年9月（予定）
⑩議決権行使	受託者は受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	未定 ※改めて当社で決定の上、開示予定
⑬株式の取得方法	株式市場または当社（第三者割当による自己株処分もしくは新株発行）より取得
⑭権利帰属者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託留保金の範囲内とします。

以 上